

■所得の低い方の訪問介護利用者の特例

申請が必要です!

広域連合管内の特別地域加算を算定している訪問介護または小規模多機能型居宅介護事業所を利用したときは、申請により費用の1%が軽減されます。

訪問介護利用者負担減額対象者

利用者本人が住民税非課税
※生活保護受給者は除く

◆訪問介護利用者負担減額認定証の適用期間

8月1日～翌年7月31日 ※更新手続き必要

■1か月の利用者負担が高額になったとき

申請が必要です!

同じ月に、利用したサービスの利用者負担(1～3割)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額)が下記の表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

高額介護サービス費の利用者負担上限額(1か月)

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	140,100円
	●課税所得380万円以上 690万円未満	93,000円
	●課税所得145万円以上 380万円未満	44,400円
●一般	住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	44,400円
●住民税世帯非課税等		24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●老齢福祉年金受給者		15,000円(個人)
●生活保護受給者等		15,000円 15,000円(個人)

※利用限度額を超えた利用者負担、住宅改修費、福祉用具購入費、施設を利用した場合にかかる居住費(滞在費)、食費、日常生活費等は対象となりません。

■介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯で介護保険と医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療など)の両方を利用して、1年間の自己負担が下記の表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が加入していた介護保険、医療保険のそれぞれの保険より、負担額の比率に応じて後から支給されます。

医療保険の窓口へ
申請が必要です!

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額 (8月1日～翌年7月31日の1年間)

所得	①70歳未満の人がいる世帯	所得区分	②70～74歳の人がいる世帯 ③後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般 (課税所得145万円未満)	56万円
住民税 非課税 世帯	34万円	住民税 非課税 世帯 低所得者II	31万円
		低所得者I(注)	19万円

(注) 低所得者I区分は、世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)で、それ以外は低所得者II区分となります。「70歳以上」の低所得者I区分で介護サービス利用者が複数いる世帯については、低所得者II区分を適用します。

自己負担額は、高額介護サービス費や高額療養費を適用したとの負担額です。対象世帯に「70～74歳」と「70歳未満」が混在する場合は、まずは「70～74歳」の自己負担を合算した額に②区分の限度額を適用した後、なお残る自己負担と「70歳未満」の自己負担を合算した額に①区分の限度額を適用します。

毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

医療保険が異なる場合は合算できません。

※詳しくは、加入されている医療保険の窓口へご確認ください。